



光多 長温

都市化研究公室理事長

空き地空き家問題は底  
が深い。その問題の深刻  
さに比べ、土地所有権の  
制約もあり、政策的対応  
はやや及び腰であるとの  
感が強い。本稿は、7月  
31日付周藤利一先生の  
「土地所有権の放棄制度  
を考える」に触発されて、  
この空き地空き家問題に

り富裕層の信託ビジネス  
として発展してきた。  
この信託方式がわが国  
に導入されたのは190  
5（明治38）年と意外と  
古い。その後、明確な規  
則はあまり注目されなかっ  
た。

土地信託方式の適用を考  
えてみることを提唱する  
ものである。

土地信託は、12世紀ご  
ろのイギリスで領主から  
の相続財産没収に対抗す  
るために、土地所有者が  
教会に土地を信託（Tr  
ust）することから始  
まつた。その後、アメリ  
カに渡りビジネス信託と  
して発展した。遺産税方  
式となっていることもあ  
り、その後、信託業務は

間の信託会社が乱立し  
（480社とも言われ  
た）。この土地信託が一躍ク  
ローズアップされたのが  
1922年（大正11年）「信  
託法」（正式名称は「信  
託業法」）のいわゆる信  
託法を制定し、信託に關  
する基本的な規定を定  
めた。だが、会計法、地方自  
治法においては、（普通）  
信託業法に基づき許可さ

財産の管理処分方法としての土地信託は、現て「貸し付け」「交換」状、不動産投資信託（REIT）事業以外はほとんど規定されていなかつた。そこで1987年、つていてる。

本稿で提案したいのは、この土地信託方式を正しく、これらの財産の処分は、この土地信託方式を用につき、「一定地域内の特定された物件」という形態として「信託」が挿入されることとなつた。ないかということである。特に、中心市街地の場合に民事信託は可能となるが、金銭信託が中心となるって運営され土地信託は、その後、土地信託は、公有地の処分・活用に関してさまざまな形で利用されていく。国鉄清算事務の活用を検討してはいる。

## 空き家問題に土地信託の活用を

業団の信託受益権小口分割方式による土地処分、提案したいのは、民事信託方式である。信託には、民事信託と民事信託があるが、前者は信託業法の規定を受け、信託業の許可を受けている法人しか

これからすると、例えば「対象地域を特定した上での「地域信託法人を設立する」ことにより、市街地における空き家問題を解決する方策の一つとして考えることもできる

かかる。しかし、バブル経済崩壊とともに採算割れのプロジェクトが現出し、中止が、後者は信託法には信託財産が膨大な借入金を抱え、自治体が訴訟を起こす例さえも見られる。民間をも含めた業者

の実施に移された。特に、国公有地の処分・活用においては、いかに、市街地における空き家問題を解決する方策の一つとして考えることもできるのでないだろうか。議論のきっかけとなれば幸いである。